

## 2018年11月号 財務諸表論 つぶ問

### 1問目

#### 【問題】

企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づいて、下記の設問に答えなさい。それぞれ指定された字数を目安に解答すること。

(問1) ファイナンス・リース取引とはどのような取引か、説明しなさい。(170字程度)

(問2) ファイナンス・リース取引の借手においては、売買処理が行われる。なぜ売買処理が行われるのかについて、処理の概要を示しつつ説明しなさい。(150字程度)

#### 【解答】

(問1) ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において、当該契約を解除することができないリース取引またはこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用するリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。(169字)

(問2) ファイナンス・リース取引の借手は、リース物件を割賦で購入したのと同様の経済的実態にある。リース取引の法的形式ではなく、その経済的実態を借手の財務諸表に適切に反映する観点からすれば、リース物件をリース資産として計上するとともにリース料の支払義務をリース債務として計上する、売買処理を行う必要がある。(148字)

#### 【解説】

(問1) 解答はファイナンス・リース取引の定義そのものですが、これを丸々覚えるのは大変ですので、**解約不能**と**フルペイアウト**という2要件から構成された定義である、と整理して、定義を分割して覚えていくとよいでしょう。

(問2) ファイナンス・リース取引の「経済的実態」をきちんと説明できるかがポイントです。今日の会計基準では、**取引の経済的実態を財務諸表に適切に反映する**という観点から会計処理規定が設けられています。このような考え方は、**実質優先主義**と呼ばれ、国際的な会計基準などでも“**Substance over Form**”（実質は形式に優先する）という姿勢として採用されています。他の会計基準の規定でも同じような考えが各所でみられますので、普段の学習からチェックしておくといよいでしょう。